

轅町と若中

——近世末から明治初期の祇園祭神輿渡御の担い手たち——

中 西 仁

はじめに

祇園祭では、七月十七日の神幸祭（旧祇園会では旧暦六月七日）に八坂神社から四条御旅所に神輿が渡御し、七月二十四日の還幸祭（旧暦六月十四日）に神輿は四条御旅所から氏地を巡行した上で八坂神社に還る。八坂神社の神輿は中御座、東御座、西御座の三基である。祇園会に於いては平安時代末期には三基の神輿が存在し、三基の神輿による神輿渡御は山鉦巡行よりも相当古い。しかし、山鉦の担い手が中世以来一貫して山鉦町であったのに対し、神輿渡御は度重なる変遷を経て、現在は神輿会を称する三若、四若、および錦の神輿舁き集団が担っている。これは山鉦そのものが各山鉦町所有であるのに対して、神輿は祇園社（現在は八坂神社）の管理下に置かれてきたものである、という所有、管理形態の違いが大きく影響していると思われる。

近世に於いては三基の神輿のうち少将井神輿、八王子神輿は轅町ながえちようと呼ばれる町々（一）が、神輿渡御を担ってきた。それに対し、三条台、四条船頭町といった地名を冠した神輿舁き集団である若中わかちゅう・わかしゅうは、おそらく十八世紀末から十九世紀初めにかけて轅町に雇われる神輿舁きたちの纏め役として登場し、明治初期には名実ともに神輿渡御の担い手の地位を獲得する。三条台若中、四条船頭町若中は、現在の神輿会である三若、四若に繋がる。

表1. 祇園祭（祇園会）神輿渡御の概要

神輿の名称	形状	古称	近世以前の祭神	近世の担い手	現在の祭神	現在の担い手
中御座	六角・鳳凰	大宮	牛頭天王	今宮神人	素戔鳴尊	三若神輿会
東御座	四角・葱花	八王子	八王子	轅町・四条船頭町若中	櫛稲田姫命	四若神輿会
西御座	八角・鳳凰	少将井	頗梨采女	轅町・三条台若中	八柱の御子神	錦神輿会

三若が、神輿渡御を担うに至った経緯については、現三若神輿会会長である近藤浩史氏が『三若文書』をもとに簡潔にまとめておられるが（近藤 二〇一九）、管見の限り先行研究が他には見当たらない。つまり神輿渡御の主導権が、どのようにして轅町から若中という神輿昇き集団に移ったのかは、現状では十分に明らかになっているとは言い難いのである。

このあたりの事情を近世に遡って考えてみると、祇園社からすれば、祇園会で神輿を昇くのは、本来、祇園社と何らかの形で結びつきがある駕輿丁（神人）であらねばならない。また、元々駕輿丁が住まいしていた轅町の人々にとっては、自らが神輿を昇いて祇園社に奉仕する駕輿丁役を担うのが神輿渡御の本来の姿である、という建前があった。そのことが轅町の人々が神輿昇きから遠のき、その空白を埋めるように若中が神輿昇きの現場を仕切るようになり、ついには若中が神輿渡御を担うようになる、という神輿渡御の場で起こった移り変わりを見えにくくしているのではないだろうか。

以上のことを受けて本稿では、まず轅町の人々がなぜ神輿を昇くという行為から離れていったのかについて考察し、そして勝手に神輿に寄ってくる願昇がんかきという存在が引き起こす様々なトラブルを回避するために、半職業的、専門的な神輿昇き集団若中が登場してきた経緯を追う。そして明治に入って神仏分離の動きの一環の中で、祇園社が八坂神社に名称、組織とも一新される中で、祇園社と特別な関係にあった駕輿丁の系譜をひく轅町が廃止され、神社側と若中の接近によって現在まで続く若中による神輿渡御の体制が成立したことを明らかにしていく。

一 駕輿丁役の変化

柳田國男は大正八（一九一九）年に著した『祭礼と世間』に於いて、「神輿を昇くべき者の選定には、二種の慣例がある」とし、そのうち「甲は神人と称する特殊の部曲のみからその役を勤めるもの」「乙は一定の規則に従い、氏子の中から昇き手を出す例である」とした。柳田は甲の典型として「男山の八幡様」とともに「祇園会」を挙げる〔柳田 一九六二 四二二頁〕。柳田の指摘する祇園会の姿は近世以前のものである。

近世の祇園会神輿渡御については、河内将芳及び西山剛による先行研究がある。

河内（二〇一二）は、大宮神輿の昇き手であった大宮駕輿丁に注目したものであり、中世から近世末にかけて大宮神輿がどのような人々によって昇かれてきたか明らかにしている。河内によれば、遅くとも十四世紀半ば以降、摂津今宮村の住人である今宮神人が大宮駕輿丁として大宮神輿を昇っている。のちに紹介する『八坂神社日記』及び、「土田作兵衛手記」によれば今宮神人は明治四（一八七一）年まで大宮神輿を昇っていた。

一方、西山（二〇一七）によると、少将井駕輿丁役と八王子駕輿丁役は祇園社の氏地にある洛中の特定の町々の住民が担っていたが、これらの町々のうちいくつかの町々が一七世紀後半には轅町と呼ばれるようになったとする。西山（二〇一七）によれば、轅町として確認できる町は二十三町あった。しかし最終的には轅の数だけ、つまり少将井神輿であれば六町、八王子神輿であれば四町が轅町として確定する。加えてそれらの轅町には、資金面をはじめ様々な形で轅町の神輿渡御運営を助ける寄町が存在した。本稿で取り上げる蛸薬師町は、西隣の両替町（現金吹町）、北隣の冷泉町という有力な町から地ノ口を受け取っている。

駕輿丁は本来、個人及び家が負担する役であったはずであるが、轅町という仕組みは、町という地域共同体から駕輿丁役を担う形を示す。つまり轅町の成立には、「神輿を昇く」という行為の内実に大きな変化があったことが

予想される。つまり個人や家に付随する役であれば、誰が神輿を昇くのかについてははっきりしているのに対して、町で担うという形になれば、責任の所在はやや曖昧になるのである。

「祇園少将井神輿かきの儀二付一札」(『荻野家文書』京都市歴史資料館所蔵写真真版)は、天和三(一六八三)年の史料であるが、この頃の少将井神輿の神輿渡御の変化を示す。史料の一つ書きの一つを抽出する。

一、祇園少将井神輿かきの儀、先規六町中として七日二六拾人、十四日二八拾人、右之通出シ来候処ニ、去年十四日之祭礼、道ニテ人数過半減申候処遅々仕、其上道ニテ度々投捨申二付、還御遅ク罷成候段、御尤ニ奉存候、自今以後随分念之入達者成者共撰出シ、御定之通、人数道ニテ一人も立除不申様ニ、町々々催料付無遅々様ニ可仕候、若者人ニテモ立除申候歟、神輿なげ捨神事遅々仕候ハ、急度 御公儀江可被仰上候、仍為後日一札如件(以下、略)

史料によれば少将井神輿の轅町である、蛸薬師町、御池之町、車屋町、御倉町、石井筒町、綾西洞院町は、六月七日の神幸、十四日の還幸の際の神輿渡御に、それぞれ六十人と八十人を神輿昇きに出していたが、途中で抜けるものが続出し、神輿の投げ捨て、遅延などを出来させた。そこで今後は遅滞したり、一人でも抜けたりしたら、「公儀」に訴えていただいても構わない、という雑色荻野家宛の証文である。

筆者は八坂神社の三基の神輿全てを昇いたことがある。いずれも非常に重いが、とりわけ西御座神輿(旧少将井神輿)は重い。西御座錦神輿会会長宇津克美氏によると、現在は「七百人」^②の神輿昇きによって渡御している。

神輿を昇くには、一度に凡そ五十人程度の神輿昇きが必要であるが、暑さの盛りの京都で、非常に重い神輿を無事渡御させるためには、道中、何度も交代することが必要となるので、現在ではこのような人数となっている。近世

の人びとと現在の神輿昇きとの肩腰の強さの違いなどはあるとは思われるが、八十人で還幸の長い道のり（近世は、旅所↓四条東洞院↓二条東洞院↓二条城↓大宮三条↓寺町三条↓寺町四条↓祇園社）を遅滞なく昇き切るといふことは、かなり困難なことであったと予想される。もしそれがかなわない場合は、公儀（町奉行所）に通報され、重い処罰を覚悟しなければならないという事態は、轅町の人びとにとって深刻な危機であったはずである。川嶋將生はこの史料について、「おそらく、いかに信仰のためとはいえ、町々にとつては過重な負担となっていたのである。そこでその欠を補うために考え出されたのが、お金でもって神輿昇ぎを雇う「傭人」であったのである」と述べているが〔川嶋 二〇一〇 六五頁〕、轅町の住民は自分たちが神輿を昇く代わりとして、神輿昇ぎを雇うようになる^③。

二 轅町の変化

なぜ町々にとつて駕輿丁役は過重な負担となったのであろうか。これについては、川嶋は言及していない。しかしもととその人数が決められていたということは、その人数が決められた当時は支障がなかったということであろう。「過重な負担」となった原因は何に求められるのであろうか。そこには轅町を含む周辺の町々の内部構造の変化が大きくかかわっていると考えられる。

吉田伸之は、少将井神輿の轅町蛸薬師町（室町通二条下ル）の北隣の町である冷泉町（室町通二条上ル）の『冷泉町文書』を分析することにより、同町が近世初期には小商人や商・手工業未分離の「職人Ⅱ町人」からなる町、つまり同じような小規模経営の商工業を営む町人たちが居住するフラットな住民構成の町であったのが、十七世紀後半からは有力な金融業者、問屋商人によって町が覆われていく様相を明らかにした。吉田によればこのような動向の到達点が、三井（越後屋呉服店）の登場である。三井は元禄十五（一七〇二）年に冷泉町の町屋敷二軒を買得

し、元禄十七年にはさらに三軒分を付け加え、京本店を同町に移動させたことである。三井は蛸薬師町でも江戸店等への呉服の仕入れ店である京本店を営んでいたという〔吉田 一九九三 二四五～二八五頁〕。

杉森哲也は吉田伸之の論考を受けて、冷泉町の宗門人別改帳を精査し、「近世中・後期の冷泉町の構造上特筆すべき特徴は、家持数とりわけ居付家持数が激減しほぼ一〇名前後で推移しているという点である。」とし、このような変化は十七世紀後半から十八世紀初頭にかけての時期に起こったことを明らかにしたうえで、「吉田伸之は、この時期に冷泉町において、近世初期の「職人＝町人」から両替屋などの新興の有力商人である「新しい町人」へという町人の質的な入れ替わりがあったことを明らかにしている。（略）そしてこの事態は、当然のことながら従来の町中および町運営の変質をもたらした。すなわち近世初期の「職人＝町人」たちの町中の論理を、「新しい町人」たちが捉え直したいわば「新しい町中」が形成され、そのもとで新たな町運営が行われたと考えられるのである。」とする〔杉森 二〇〇八 二四七～二七五頁〕。

三井家は延宝元（一六七三）年に蛸薬師町に呉服店を出店した。であるならば吉田や杉森が指摘した有力な金融業者、問屋商人といった「新しい町人」による「新しい町中」の形成は、蛸薬師町でも同様であったと考えるのが妥当であろう。「天保十二年九月宗門人別改帳」（『蛸薬師町文書』京都市歴史資料館所蔵写真版）によれば、天保十二（一八四一）年当時の蛸薬師町の家持（町内在住）数は十二世帯であるのに対し、借家は三十世帯である。この構成は杉森が読み解いた寛延二（一七四九）年九月の冷泉町「宗門人別帳」に現れた「家持（居付）一一世帯、借家が三〇世帯、合計四一世帯」という実態と重なる〔杉森 二〇〇八 二七〇頁〕。つまり蛸薬師町でも北隣の冷泉町に見られた「家持数とりわけ居付家持数が激減」し、新興有力商人（「新しい町人」）による「新しい町中」の形成が進んだことが予想される。蛸薬師町の新興有力商人の中心にいたのが、冷泉町で三井に次ぐ有力商人であった誉田屋庄兵衛家の分家、誉田屋仁兵衛家である。少将井神輿轅町であった車屋町、御池之町、御倉町等でも

元禄期には両替商、長崎糸割符商人などの存在が確認され、同様の「新しい町中」が形成された可能性を指摘したい。

以上のことから、轅町の人々が自ら神輿を昇くことを止め、神輿昇きのために人足を雇うようになった変化は、吉田や杉森の指摘する「新しい町人」による「新しい町中」の形成と軌を一にしていると思われる。吉田が謂うところの「職人Ⅱ町人」には可能であった神輿昇きは、「新しい町人」である新興有力商人には「過重な負担」でしかなかった。また以前の住民であった「職人Ⅱ町人」たちが持っていたはずの、「家代々にわたって神輿を昇いてきた」という意識も希薄であったろう。つまり駕輿丁役の「役」の内実が、「自ら神輿を昇くこと」から、「町で神輿を渡御させること」に転換したのである。

三 願昇の登場

元禄十六（一七〇三）年の「祇園少将井神輿かきの儀二付一札」（『荻野家文書』京都市歴史資料館所蔵写真真版）では、轅町が神輿昇きのために「轅人足」（傭人）を雇っていること、雇われることなく自由に神輿に寄って来て神輿を昇く「願揆」（願昇）が現れたことを示している。最初の一つ書きには以下のようにある。

一、祇園少将井神輿揆之儀、従先年六町中として七日二六拾人、十四日二八拾人轅之人足出之御神事相勤申候、右人数之外願揆之もの古来より御停止二被仰付、毎年右之趣被仰渡承知仕候、然者当御神事之節、三条通曇華院宮様御屋鋪前二而神輿振当、其上御見物所之格子二掛り、垂簾を引さき庇を破り候二付、私共被為召出右あふれ者御吟味被為成候、餘多之人数故本人相知れ不申候へ共、畢竟町々之者仕形不念二付、年寄共十日宛閉門被為仰付奉畏候

川嶋は、「昇ぎ手の不足をなんとか「傭人」「願昇ぎ」によって乗り切ろうとする町の苦悩をみることができる。

またこの動向は、言葉をかえてみれば、そうした不足を財力によって克服しようとする、町の新しい動きととらえることもできよう。」と解釈する（川嶋 二〇一〇 六六頁）。しかし六町は傭人については、「無相違出之、御神事相勤可申候」と述べているのに対して、願昇については、「老人茂交り不申候様ニ吟味可仕候」と述べている。

六町にとって願昇は、明らかに神輿渡御の邪魔者であった。願昇とはボラントリーに神輿を昇きにやってくる者たちという意味であろう。病氣平癒・心願成就などいろいろな願いがあつて神輿を昇く願昇や、物見遊山気分で神輿を昇く願昇などがいたと思われる。しかし、請負人が取りまとめる傭人と違い願昇は統制が取りにくく、上記史料にある「神輿振当」、「御見物所之格子ニ掛り候翠簾を引さき、庇を破り」といったようなトラブルの原因となり、幾度も禁止令が出されている。一八世紀中頃には願昇が当たり前の存在になっており、禁止しても効果なく毎年祭りに現れたが、願昇の存在は神輿渡御の運営に大きな変化をもたらした。

西山は少将井神輿の轅町である石井筒町の『祇園会定』（個人蔵）という享保十（一七二五）年の同町の祇園会の運営を記述した史料を紹介している。それによれば、六月十八日に「御輿昇賃を頭領二人が取りに来る」とある^⑤。のちに紹介する同じく少将井神輿轅町の蛸薬師町の『祇園会神輿御供式法』にも六月十六日～十八日に三条台の棟梁が「地ノ口」を取りに来るという表現があり、このころから「頭領（棟梁）」というリーダーの統率のもとに神輿昇ぎが行われていたことを示しているが（西山 二〇一七 三三頁）、このような変化は願昇対策によるものと考えられる。

宝暦四（一七五四）年六月十五日の「町代日記」（『古久保家文書』京都府立京都学・歴史館所蔵）は、祭りの警備に出動した京都町奉行所目付方西尾新太郎の供の者に、八王子神輿の轅が当たり、怪我を負わせた一件の顛末についての記録であるが、神輿渡御に関わる者として「長柄町（轅町）」、「神輿昇請負人」、「頭立候もの」、「神輿昇

き」という立場があったことがわかる。⁽⁶⁾このような変化について西山は、「十八世紀半ばには雇用輿舁の内部で組織が営まれ、かつその監督権を轅町が持つ体制が生まれていたのだ」と指摘する〔西山 二〇一七 四〇頁〕。つまり「頭立候もの」による指揮系統がはつきりした神輿舁き集団が神輿を舁くことによって、願舁によるトラブルを防ぐことを目指したのである。

筆者の参与観察によれば、神輿の動きを統御することは意外に少ない人数で可能である。現在の祇園祭の神輿渡御でも神輿を止めたり、方向を変えるのは、前の指揮者による指示、後ろの音頭取りによる指示の徹底、轅の「はな」（先端）に取り付けられた金具（「鑲」）を持つ「鑲持ち」四名による操作、神輿本体に付けられた「黒棒」を舁く神輿舁き（十数名）及び神輿本体の真下に当たる「ねこした」の位置にいる神輿舁き（三、四名）の停まる、進むの動きによってなされている。このことから「頭立候もの」に統制された「神輿舁七拾五人」という体制があれば、願舁による想定外のトラブルを防ぐことはある程度可能であつたろう。

神輿舁きにはまずもって肩腰の強い神輿舁きが必要であるが、それだけではなく、集団の統制やスムーズな巡行については一定の技術が必要である。轅町にとっては、渡御を任せることが出来る「頭領（棟梁）」ときちんと体制が整った神輿舁き集団があることが望ましい。このような状況が半職業的、専門的な神輿舁き集団である若中の参入につながったと考えられる。

四 新たな神輿舁き集団

轅町と三条台、四条船頭町といった地名を冠した神輿舁き集団が登場する史料として『祇園社年中行事』がある。⁽⁷⁾解題によると同史料は祇園社社人江戸為之が、文化十一（一八一四）年三月に筆写・校了したものであり、一九世紀初頭の祇園社年中行事の様子が記録されている。

祇園会十四日の記録の中に「御轅町之事」という項目がある。同項目にはそれぞれの神輿の轅町と神輿舁き集団が記述されている。まず「牛頭天王（大宮神輿）」については、「駕輿丁摂州西成郡今村（宮）村村所司他御下知状社取代次」と神輿舁き集団（今宮村）のみの記述だが、「八王子（神輿）」は「駕輿丁頭取高瀬川四条」と神輿舁き集団を記述したあとに、「立轅 仏光寺室町東へ入釘隠町」、「堅轅 烏丸綾小路下二帖半敷丁」、「横轅 室町綾小路下ル松本丁」、「横轅 室町仏光寺下ル山王丁」に加えて、「此外奇（寄力）轅町八ヶ町有之合テ十二町也」とあり、「少将井殿（少将井神輿）」については、「駕輿丁三条台神泉苑ノ辺也」とし、「横轅 室町二条下薬師町、室町押小路下御池丁、姉小路東洞院西へ入車屋丁、油小路四条下ル石井筒丁、凡四本也」、「堅轅 三条烏丸西へ入三倉丁、西洞院綾小路綾西丁凡二本」とある。今宮村の神輿舁きたちについては、「駕輿丁人数百六十人、上京ノ時、四条油小路、夷子社前ナル井水ヲ汲、垢離シ、至祇園。此時、自四条油小路、神役ノ輩へ、地ノ口米二斗送ル。又、今宮ヨリ、福德ノ守札送ルト」とある。

今宮村の神輿舁き集団については、中世以来の伝統を誇る「神役ノ輩」、大宮駕輿丁であるのだが、三条台や四条船頭町といった新興の神輿舁き集団を、祇園社社人江戸為之が「駕輿丁」と筆写している点に注目したい。すなわち祇園社側は同社とつながりの深い少将井駕輿丁や八王子駕輿丁であった轅町の人々が実際には神輿を舁かず、轅町に代わって新たな神輿舁き集団が神輿を舁いている現状を追認していたと思われる。一九世紀の初めには、祇園祭神輿渡御において三条台や四条船頭町といった新たな神輿舁き集団は、すでに確固たる存在感を示していたのである。

五 三条台および四条船頭町

岡井（一九七二）によれば、三条台とは、「寛政期（十八世紀末）頃まで村人の居住は町屋^{（マヤ）}にあり、三条台村は

無居村であつたが、以降次第に村内に移住し」てできた村であり、祇園社の氏地の西端にあたる。また、近藤氏によれば、「三条台村」は「町方農民の特色である屋号を用いた（山形屋・丹波屋・木屋・生姜屋等）家々で構成されて」おり、「村内に祇園社領があつたこと、また神泉苑・御供社があつたことなどからこの地は祇園社に縁深い土地であつて、住民の祇園社への信仰は強いものであつたと推測できる」村であるという〔近藤 二〇一九 一七八頁〕。

三条台はいつごろから神輿昇きにかかわつてきたのだろうか。「西三条台庄屋茂兵衛等人足赦免願状」（『西村善雄家文書』京都市歴史資料館所蔵写真真版）という史料がある。

乍憚口上書

一、御當山御境内夷御宮御神事御祭礼之節、御輿御渡リニ付、中古人足之儀三条臺へ被仰付、奉畏當村百姓共并外若キもの共相頼、去末年迄無滯御輿御渡リ相勤来リ候、然ル処當時ニ而ハ、百姓若者共も甚少相成、人足等も不足致候儀、私共々達而御断申上呉候様申之候、勿論此後自然諠譟口論等出来候而ハ、申分ケ無御座、迷惑仕候間、何卒今暫御用捨被下、先外村方へ被為仰付被下度奉存候、猶又重而之儀ハ如何様共可仕候間、此度之當年之儀何レ御断申上候間、右ノ段、御聞届被下候ハ、難有奉存候、以上 月日

西三条臺 庄屋茂兵衛

庄屋覺次郎

九郎右衛門

年寄六兵衛代藤兵衛

百姓惣代長兵衛

夷御宮 御役人中様

同村の領主の一つである建仁寺に對し、建仁寺境内の夷宮（現京都多比す神社）の祭礼の「御輿御渡り」人足について、「去未年述」三条台村の百姓共並びに他の村の「若キもの」を頼んできたが、当村は百姓若者の人手不足なのでお断りしたいという内容である。この文書には年代が書かれていないが、「西三条台庄屋茂兵衛等人足赦免願狀」に名がある庄屋茂兵衛、年寄六兵衛代藤兵衛、百姓惣代長兵衛は、『史料京都の歴史』九に所収の「西村善雄家文書」の諸文書の中で、寛政十年（一七九八）の二通、享和三年（一八〇三）の一通に登場する。「去未」が寛政十一年（一七九九）己未であるとすれば、この文書は寛政十二年（一八〇〇）に書かれたこととなる。この文書からは三条台村が神輿渡御の際に人足を頼まれる村であること、他の村からも人足を集めていたことがわかる。同村は祇園社氏地であるとともに祇園社領もあり、この時期にはすでに祇園祭神輿渡御に於いて少将井神輿渡御に関わっていたことは十分予測できる。その経緯については筆者が以前にまとめた〔中西 二〇一八 四〇七頁〕。

四条船頭町は木屋町四条下ルの高瀬川沿いにあり、藤田彰典によれば、四条川原西組の上組（八町）に属していた。宝暦四（一七五四）年の「家数人別改帳」によると家数四十一、「本家」八、「借家」三十三、人数百二十六人の町である〔藤田 一九七九 二三九頁〕。明治から大正期に碓井小三郎によつてまとめられた『京都坊目誌』によれば、「慶長中高瀬梁開漕の日、備前国より舟子を募り、始て備前島町に置き、後ち当町に移す、依て町名となれり」という町である。⁽⁸⁾ 四条船頭町は高瀬川水運の船頭という同職者のコミュニティが形成する町であった。こちらについては、管見の限りにおいて史料が残っておらず、なぜ八王子神輿の渡御を請け負うようになったかについては不明である。ただし、祇園社の氏地に位置していること、高瀬川水運に関わる人々が多く住んでいたこと、などが関係していると思われる。水運に関わる人々は肩腰が強く、神輿舁きに適していた。例えば、丹波地方の木

材（筏）を京都市中に運ぶために開かれた西高瀬川^⑨の千本浜の浜仲仕たちは、明治以降、中御座神輿（三若）の有力な神輿舁きであった〔柏木 二〇一三〕。

六 若中の登場

近世後半の京都においては、京都近郊の村々の若中が様々な祭りで神輿舁きを担うというかたちが確立していたと考えられる。若中とは若者組のことである。八木透によれば、若者組とは「（子ども組」、「長老衆」といった老年組織を含む）年齢集団の中で、最も普遍的かつ重要な社会的役割を有」する「村落社会の公的な下部組織」であり、「近世期には一般に若連中あるいは若者組とよばれ」た組織である〔八木 二〇一三 一三六頁〕。大石泰夫は若者組と祭礼との関係について「若い衆、若連中、若者契約などと様々な呼称で呼ばれる若者組」は、「江戸時代後期から存在し、氏神の祭礼の運営や芸能の伝承などを担っていた」とする〔大石 二〇一三 五八四頁〕。若中は地域共同体の若者集団であり、仲間意識による強い凝集性とともに年齢差による意思決定のシステム、上意下達の指揮系統を持っている。きちんとした体制を整え神輿を舁くことを要求される神輿舁き集団としては好ましい。

多仁明廣のよれば、「すでに寛永期には京都の町衆組織に「若キ衆」という名称で若者仲間が存在」した〔多仁 二〇〇〇 一八九頁〕。多仁は東塩小路村の村年寄若山要助の日記（『若山要助日記』）を読み解き、東塩小路村の若中は、「神事の際の神輿舁丁を負担することが主たる団体」であるとする〔多仁 二〇〇〇 一八一頁〕。東塩小路村の若中は、稲荷神社（現伏見稲荷大社）下之社神輿の渡御を差配するとともに、頼まれれば他の神社の祭りに神輿を舁きに行っていた〔多仁 二〇〇〇 一七八―一八一頁〕。多仁によれば、東塩小路村の下之社神輿関係の史料に「若者」が初めて現れるのが、明和五（一七六八）年であり、「若者」が下之社神輿の「加輿丁」をつとめたことがわかる〔多仁 二〇〇〇 一八七頁〕。

三条台の神輿舁き集団も三条台若中を名乗る。後に紹介する『祇園会神輿御供式法』の文化十二（一八一五）年四月十八日の記事には、三条台の「棟梁」が引退して「老分」となるとあり、三条台の神輿舁き集団が年齢階梯制に基づく集団、すなわち若中であつたことがわかる。

岡井（一九七二）によれば、三条台は、「享和三年（一八〇三）の村内の家数は二十一軒で人口は七十人（男四〇人、女三〇人）」であり、村人だけで神輿を舁くことは到底不可能であつた。近藤氏によれば、三条台若中は多くの願舁に賃貸料を取って半纏を貸し付け神輿舁きに参加させていたという〔近藤 二〇一九 一一八―一九九頁〕。個人で神輿に寄ってくる願舁を集めることは、他の若中から神輿舁きの「助（^{すけ}応援）」を頼むことより、神輿渡御の場での指揮や主導権を確かなものとする上で有効であつたろう。神輿舁きの場ではしばしば同じ神輿を舁いている若中同士での喧嘩が見られたからである〔多仁 二〇〇〇 一八四頁〕。また、傭人を雇うことによる費用は発生せず、逆に「半纏の賃貸料は三条台若中の神輿渡御における財政の基盤」となつた〔近藤 二〇一九 一一九頁〕。加えて神輿渡御の邪魔者であつた願舁を指揮下に入れることにより、様々な事故を防ぐことが可能となつたであろう。つまりもともと人数が少ない三条台若中は神輿を舁く側ではなく、神輿を舁かせる側にまわることにより、非常に戦略的に神輿渡御に関わつた様子が伺え、興味深い。

願舁を集め神輿渡御を行うというやり方は、その後の三条台若中の神輿渡御の運営方法の基本となつたと思われる。現在の神輿渡御では、三若神輿会（三条台若中）の指揮下に、次朗会、祇藤会、奉三会など十余りの神輿会からなる三若みこし連合会という連合体に属する神輿会の神輿舁きが、三若の法被を着ることの許可を得て中御座神輿を舁くというシステムになっている。三若みこし連合会の各会は、他の祭りの神輿会（若中）ではなく、祇園祭で中御座神輿を舁くただけに結成されている。彼らは中御座神輿をボランティアに舁く人々であり、現代の願舁といつても良いだろう。⁽¹⁰⁾

かつての四若神輿会会長であった入江丑松氏の手記『八坂神社東御座四若神輿会五十年の歩み』（一九七〇）には、「その当時（近世末…筆者）から我々の若松・若竹両町の人々は助人として草鞋や手拭の実費を出して神輿渡御に参加していた」「傍線部、筆者」という記述がある。¹¹ 同史料は地域の古老の言い伝えをもとにしていることから、四条船頭町若中も三条台若中と同じように願舁を集めていた可能性を指摘したい。

付け加えるが、若中の在り方は祭りによって違っている点は留意すべきである。坂本博司によれば、東塩小路村は下之社神輿の「神輿元」として、神輿の新造、修復から渡御に至るまでを請け負っており、神輿舁きをつとめるだけの村ではない。祭礼においては神社、旅所と対等の立場を主張しうる存在であった〔坂本 一九八五 八八頁〕。多仁によれば、安永三（一七七四）年の稲荷祭行列再興の際には、「若衆中」から饒屋への支払いが行われているという〔多仁 二〇〇〇 一八七頁〕¹²。このような神輿元である村の若中に対して、祇園会神輿渡御に関わる若中は、祇園社管理の神輿を昇くことを轅町から請け負って昇く集団である。このような若中の在り方の違いは稿を改めて述べたい。

七 轅町と若中

少将井神輿の轅町蛸薬師町の『祇園会神輿御供式法』という記録が残されている（京都府立京都学・歴史館所蔵写真版）。同史料は、文化九（一八一二）年から、天保十五（一八四四）年までの蛸薬師町の轅町としての役割、出納の記録である。（ただし、天保五（一八三四）年～十二年については欠落している。）

少将井神輿の轅町六町は毎年当番町を順番に回して神輿渡御を担ってきた。文政十二（一八二九）年は、蛸薬師町が当番町であり、取り組みの内容についての記述が他の年よりも詳しい。¹³ 紹介したい。

文政十二年丑

一、六月朔日、例年之通り神事休足所小八^⑬を以頼遣ス事

一、地之口帳並入用帳行事江相渡シ、例年之通り御取計可被成候様申渡し候

一、同五日、例年之通り会所ニおいて切火入相勤申候事

丑 御池之町

蛸葉師町

ノ 御倉町

御神輿 車屋町

年 石井筒町

綾西洞院町

七日 西側

播磨屋源兵衛

行事

十四日 東側

播磨屋駒藏

一、同七日、祭礼無滞奉供奉、浮橋通行之節、名札例年之通り小八より渡す

一、同十四日、祭礼無滞還幸

但十三日暮六ツ過時、祇園社々書付出来ニ付他町へ廻ス

口演

一、加茂川筋出水ニ付浮橋懸り不申、依之先例之通り明十四日御神輿之儀、四条通り河原町迄ハ例年之通り右、四条左へ河原町右江三条通り大和大路左へ祇園町右へ、神幸道還幸之御事ニいたし度候間、此段為御心得申上候、尤刻限正九ツ時ニ御旅所へ致参向候間、兼而三条台頭取へ茂御達シ置可被成候 以上

六月十三日

御轅上組^⑮

御当町

一、十五日、神事無滞相済、目出度町中相互ニ退勤

一、十七日、神事休足所例年之通り挨拶行事ニ為持遣ス事

一、行事より地之口勘定帳持参

六月十八日、棟梁地之口相場書持参、右当町よりの書付致、二三十枚計致遣ス

六月廿日、諸算用棟梁江渡ス

組町取集之事

一、銀八拾五匁 当日飯料十七人分

一、銀三匁弍分 同棟梁四人飯料

一、銀十五匁 酒代

一、銀四匁三分 茶料

一、金壹両、代六十四匁三分 例年之通り、棟梁増金

轅町と若中

一、金壹分貳朱、代廿四匁壹分一厘 悲田院兩日雇候賃

一、銀五匁五分 蠟燭代

一、銀二百六拾目 神輿かきぢばん廿人分

一、金貳分、代三十貳匁壹分 山本へ進物、是ハ外物也、次年必集ル

メ銀四百九拾三匁五分六厘

但シ壹町分銀八拾貳匁貳分六厘、相集候

右之如ク御座候、以上 当町

丑六月 蛸薬師町

此度棟梁預候事

神輿かきぢはん乱年久敷相成候二付、他之者紛敷ぢはん二而神輿ヲかき候故、兎角喧嘩出来、甚棟梁共難儀二相成候間、此度右ぢはん之乱ヲ改メ内紀取極メ候得者、私共之改違行届申、自喧嘩茂無之候間、新調之ぢはん廿人分相預候二付、御会集之節及御沙汰二候所、御一統御存知二付、棟梁共へぢはん廿人分貸遣ス事¹⁶

轅町は、他の轅町、神輿の休憩所¹⁷、四条浮橋¹⁸、雑色、三条台、悲田院、山本（不明）など様々な相手と細々との交渉を行ったり、神輿渡御に必要な費用を負担していたことがわかる。また祇園社とのやり取りは、六月十三日の渡御の道筋変更に関する書状のみであり、祇園社は少将井神輿の渡御について轅町に任せている点にも注目したい。

「蛸薬師町」、「三条台」関連年表（『祇園会神輿御供式法』より）

文化九（一八一二）年	五月廿日 棟梁、扇子二本持参で挨拶に来る。 六月十六日以降「棟梁地ノ口請取二参ル、五斗之内式斗ハ萩野之町直ニ受取、冷泉町へ苅斗代銀五匁、此町る式斗代相渡ス」。
文化十（一八一三）年	五月廿日 棟梁、扇子二本持参で挨拶に来る。 棟梁、地ノ口を受け取りに来る
文化十一（一八一四）年	五月廿日 棟梁、扇子二本持参で挨拶に来る。 棟梁、地ノ口を受け取りに来る。
文化十二（一八一五）年	四月十八日 棟梁交代。「先棟梁」は老分に。請負「北野屋九兵衛」「山形屋小兵衛」。老分の羽織着を用を当番町へ願ひ出る。 五月廿日 棟梁、扇子二本持参で挨拶に来る。 棟梁、地ノ口を受け取りに来る。
文化十三（一八一六）年	五月廿日 棟梁、扇子二本持参で挨拶に来る。 棟梁、地ノ口を受け取りに来る。
文化十四（一八一七）年	五月廿日 棟梁、扇子二本持参で挨拶に来る。 六月十六日 棟梁、地ノ口を受け取りに来る。
文政元（一八一八）年	五月廿日 棟梁、扇子二本持参で挨拶に来る。 六月十六日 棟梁、地ノ口を受け取りに来る。
文政二（一八一九）年	四月十八日 棟梁交代。新棟梁「今新在家西町 近江屋庄兵衛」「同町 生姜屋久兵衛」、退役旧棟梁「今新在家西町 升屋三衛門」「同町 角屋松右衛門」、請負「今新在家東町 山形屋小兵衛」「同東町 小野屋久兵衛」。 棟梁四人の「キビラ（生平）」（神輿装束）の新調。古い生平は退役、老分が預かる。※棟梁の衣装は轅町の持ち物で、轅町が新調し、当番町の蔵に保管。 六月十六日 棟梁、地ノ口を受け取りに来る。
文政三（一八二〇）年	五月廿日 棟梁、扇子二本持参で挨拶に来る。 六月十六日 棟梁、地ノ口を受け取りに来る。 六月二十八日 銀三十五匁 半てん二十人前代。轅町と折半。 三匁式分 棟梁四人飯料 ※蛸薬師町の支払い。費用の表現については以下同様。
文政四（一八二一）年	五月廿日 棟梁、扇子二本持参で挨拶に来る。 六月十六日 棟梁久兵衛、素懸十五把持参で挨拶に来る。
文政五（一八二二）年	五月廿日 棟梁「生姜屋久兵衛」「近江屋庄兵衛」、扇子二本持参で挨拶。 六月十六日 棟梁、地ノ口を受け取りに来る。
文政六（一八二三）年	銀三匁二分 棟梁四人飯料 銀廿四匁五分 「神泉苑町二而棟梁替之節入用」。 金壹両 棟梁増金
文政七（一八二四）年	五月廿日 鉦輦棟梁藤右衛門、弥七兩人、扇子箱持参で挨拶に来る。
文政八（一八二五）年	五月廿日 棟梁藤右衛門、弥七兩人、扇子箱持参で挨拶に来る。
文政九（一八二六）年	（関連する内容なし）
文政十（一八二七）年	（関連する内容なし）
文政十一（一八二八）年	（関連する内容なし）
文政十二（一八二九）年	六月十八日 棟梁地之口相場書持参。「右当町よりの書付致、二三十枚計致遣ス」。 六月廿日 諸算用棟梁へ渡す。 銀三匁式分 同棟梁四人飯料 金壹両、代六十四匁三分 例年之通り、棟梁増金
文政十三（一八三〇）年	（関連する内容なし）
天保二（一八三一）年	銀三匁式分 棟梁四人飯料 金壹両 棟梁増金
天保三（一八三二）年	（関連する内容なし）
天保四（一八三三）年	銀三匁式分 棟梁四人飯料 金壹両 棟梁増金 銀八十二匁 生平四反 紋付 仕立共 銀三匁 棟梁替二付 印料
天保五（一八三四）年	銀三匁式分 棟梁四人飯料 金壹両 棟梁増金 四十目 老分帷子式匁 正年輦紋付仕立代
天保十三（一八四二）年	銀十三匁 三条臺棟梁へ。
天保十四（一八四三）年	四月廿三日 六町の寄合に、例の通り棟梁呼び寄せる。 三匁式分 棟梁飯料四人分 金壹両 棟梁増金
天保十五（一八四四）年	四月十八日 六町の寄合に、棟梁兩人挨拶。棟梁替えにより「生姜や岩右衛門」他茗人が新たに棟梁となることを報告。 六月十七日 三条臺棟梁、地ノ口米請取に来る。 三匁式分 棟梁飯料四人分 金壹両 棟梁増金 式拾匁七分 棟梁代替請入用 三匁 同印料

※天保六年～十二年欠落

近藤浩史氏はこのような状態を、「轅町は神輿の管理・維持および神社・幕府に対する責任を負い、三条台若中は神輿渡御の運行と輿丁の手配・管理の責任を負っていた」と端的に表現している〔近藤 二〇一九 一一九頁〕。即ち、若中は轅町から委託費用を受け取り、神輿渡御の現場指揮を請け負っている形となっていた。それに対して、現在は神輿の維持・管理については八坂神社が行い、渡御の運営一切は神輿会が請け負う形となっている。

八 維新前後の変化

幕末から明治にかけての社会の激動や変革は祇園社や祇園祭（会）にも大きな変革をもたらした。以下、高原美忠（一九六二）及び鈴木日出年（一九六八）によって、年代、日付順に主な変化を追ってみる。

■慶応四（一八六八）年

三月二十八日神仏判然令〔高原 一九六二 二七九頁〕

「太政官達によって牛頭天王といふような仏語を以て神号に称へることを禁じ、閏四月には社僧は還俗を命じ、仏像仏具をとり除くことを命ぜられ、八坂神社でも本地堂、鐘楼等を取除いた。又神職は家内に至るまで神葬祭に改めることを命ぜられ」（高原 一九六二 二七九）、祇園社・祇園感神院は八坂神社と改称した。

■明治二（一八六九）年

五月二日「神祇官ニ神輿改願」〔鈴木 一九六八 七四頁〕

五月十五日「神輿改願許可、神輿在来ノマ、手輕ニ造替ノ儀、駕輿丁ハ白張着用ノ事」〔鈴木 一九六八 七

四（七五頁）

五月十八日「神輿洗ノ儀社内限り執行、尚六月七日十四日昨年通祭典ノ事」

五月二十八日「臨時祭札ヲ南大門西大門前ニ建ツ」

六月五日「神輿造替ニ付鳳輦ニマギラハシク当年ハ従来ノモノヲ用フル事」

六月七日「神幸祭」

六月十四日「還幸祭」（以上、鈴木 一九六八 七五頁）

六月十五日 祇園臨時祭（高原 一九六二 二七六頁）

寺内直子によれば祇園臨時祭とは、「平安時代初期から、京都四条・東山の祇園社（八坂神社）において行われた祭礼のことで朝廷から勅祭が派遣され、天皇の安寧と国家の平和を祈念する格式の高い祭りである。六月一四日の祇園会の翌日十五日に行われた。同様の臨時祭が、京都近辺の賀茂神社、石清水八幡宮、北野天満宮などでも行われていた。祇園臨時祭は応仁の乱で途絶え、幕末の慶応元（一八六五）年六月、約四〇〇年ぶりに復興された」（寺内 二〇一二 一五頁）。明治五（一八七二）年まで「勅祭」（明治三年）、「八坂祭」（明治四、五年）と名称を変えつつ、六月十四日還幸祭の翌日に執行された¹⁹。神輿の還幸の翌日に臨時祭を組み込むという古来の形を復古することによって、「八坂神社」の存在感を高めようとした意図が読み取れる。

神輿を「手軽ニ造替」、「駕輿丁ハ白張着用」という表現に注目したい。重厚で渡御に独特の技術が必要な従来の神輿を改造し、神輿渡御を神社のコントロール下に置くことを目指した動きであると考えられる。²⁰ただしこの計画は同年六月五日に「神輿造替ニ付鳳輦ニマギラハシク当年ハ従来ノモノヲ用フル事」となり、さらに翌年五月七日の「太政官神祇官ヨリ達、当社六月六日十四日恒例祭祀神輿新造ノ儀東京伺ノ日モナク、当年ハ昨年通執行ノ事。

願伺書往復書簡類自今于可書事」〔鈴木 一九六八 七五頁〕、というやり取りの後は確認できない。これまで通りの神輿でこれまで通りの神輿渡御を行うこととなったのである。しかし神社主導で神輿渡御を行うという神社側の意図はその後違った形で実現する。

九 明治五年の「改革」

明治五（一八七二）年、神祇省や京都府による八坂神社及び祇園祭の「改革」は、以下のように一気に進んだ。

■明治五年

一月十二日 神祇省達。八坂神社社務三名、社官二一名、御旅所社人五名へ代々の「神勤」を免除。このうち一名を八坂神社禰宜、三名を権禰宜、一名を主典に申し付ける。〔鈴木 一九六八 七七頁〕

一月二十四日 「府達、従来於其社町籍之者江神人ト称シ駕輿丁相勤候儀自今可差止候事。」

一月二十九日 「江州神人組頭臼井久内来社、今宮村同様、今般滋賀県庁ヨリ免神勤ノ達アリシ由」

五月二十七日 「自今神輿三基共氏子中ニテ駕輿丁勤ムル事」

五月三十日 「神輿洗。本日御輦入京、（略）」

六月三日 「当年ヨリ大宮神輿（西間神輿）三条台ニテ勤ム。」

六月四日 「勅祭仰出、標柱当社四ヶ所門前ニ建札。」

六月七日 「神幸祭。神輿ハ中、西ハ三条台、東ハ船頭町。」

六月十四日 「還幸祭」

六月十五日 「八坂祭」〔鈴木 一九六八 七八頁〕 東遊び奉納〔高原 一九六二 二七七頁〕。六月十八日

「神輿洗」〔鈴木 一九六八 七八頁〕

一月二十四日に府より「從來於其社町籍之者江神人ト称シ駕輿丁相勤候儀自今可差止候事」という達しがあり、五月二十七日には「自今神輿三基共氏子中ニテ駕輿丁勤ムル事」となった。これは、明治四（一八七一）年に発布された「氏子調規則」に基づく八坂神社氏子によって神輿が昇られるべきである、という意味であろう。すなわち今宮神人のように「祇園社」が特別な関係を認めた神人の駕輿丁役を差し止めるということであろう。轅町となつた町々は八坂神社の氏子であつたが、轅町の駕輿丁役はこの時点で廃止となつたのであり、それが「当年ヨリ大宮神輿（西間神輿）三条台ニテ勤ム」、「神幸祭。神輿ハ中、西ハ三条台、東ハ船頭町」という表現となつた。

蛸薬師町の『祇園会神輿御供式法』には、祇園社が少将井神輿渡御について関与した記事がほとんど出てこない。すなわち近世までの祇園会に於いて、少将井神輿渡御を主体的に担っているのは祇園社というより轅町である、といつても良いように思われる。このことは八王子神輿の渡御においても同様であつたと考えられる。しかし、この年からは八坂神社が三基の神輿渡御のイニシアチブを握ることとなつたのである。とはいへ、神社が独自に神輿昇きを差配することは不可能であり、すでに神輿昇きとして広く認知されていた若中を、正式に駕輿丁として認めることとなつた。若中はこの時点で、八坂神社の氏地中でそれなりの力を蓄えていたと考えられる。長尾、谷端、麻生（二〇一二）所収の地図によれば、元治元（一八六四）年七月一日の「禁門の変」による火災に於いて山鉾町や轅町は全て被災範囲にあり、この時期、まだ以前のような形で祭りに参加することは難しかったと考えられるのに対して、三条台、四条船頭町は被災範囲外であつた（長尾、谷端、麻生 二〇一二 六頁）。

この時期、三条台と八坂神社との新たな結びつきがうかがえる事実がある。明治六（一八七三）年十二月十五日に明治初期の大教宣布運動の中央機関である大教院から、今後月に三度は説教をするようにとの指示を受けて、明

治七（一八七四）年には八坂神社小教院の説教が二十七回行われた。八坂神社の説教は、檀王法林寺（八月十二日、十三日、十四日）及び三条台会所での出張説教を除き、すべて八坂神社社頭で行われた。ただし、法林寺での説教は僧侶との合同説教であった。社頭での説教の聴衆は三十人、百五十人であったが、三条台会所での聴衆は十二日が三百人、十三日が三百五十人であった（高原 一九六二 二八七、二九三頁）。三条台会所は民家の造りであり、神社や寺に比べて規模も小さい。そこに三百人を超える聴衆を集めた様は大盛況と呼べるものであったろう。

明治九（一九七六）年には、「本日（六月二十日）十五区（弥栄学区…筆者）茶製所ニテ各区長集会、会議ノ結果、二十四日神輿修覆完成ニ付昇試、駕輿丁ハ中御座三条台若中、東御座船頭町若中、西御座壬生村若中」⁽²⁾、「（六月二十七日）本年ヨリ私祭ニ中絶ノ駒形児供奉再興願差出」（鈴木 一九六八 九〇頁）という動きがあった。修復した三つの神輿を中御座、東御座、西御座と呼んでいる点、三つの若中が三座の神輿の渡御を担うという点、駒形稚児が復活している点など、現在の祇園祭神輿渡御に直接つながるかたちがこの年に出来上がったことがわかる。

一〇 土田作兵衛の「手記」より⁽²²⁾

土田作兵衛の「手記」は、明治初年の祇園会から祇園祭への移行について、詳しく記述した唯一の史料と言ってもよい。同史料は土田作兵衛が氏子全体で祇園祭、とりわけ山鉦巡行を資金的に支える仕組みを作った経緯を記したものの捉え方が有力であるが、史料中に轅町の人々も登場している。山鉦町、轅町、その他の氏子区域のそれぞれの立場による見解の相違が窺われ興味深い。

土田作兵衛は、明治五（一八七二）年当時下京第十一区（成徳学区）の副区長であり、月鉦町の住民であったが、「氏地ニアル神輿轅町、八坂社ニテハ神人駕輿丁ト称スル者モ廢セラレ、且故有テ撰津難波村ヨリ登リ来テ神輿ヲ昇奉ル者ヲモ、他管下ノ者ナレハ停メラレル」、「地ノ口米出納ニ付テモ、各私論ヲ申立テ不納ノ向モ少ナカラス、

故ニ不出ノ山鉾モ多ク」という現状を、「当社ノ神祭衰退ニ及フ時ハ、諸国ヨリ競テ見物ノタメニ来京ノ人モ無之、氏地ハ勿論都下一般ノ賑ヒヲ失フ而已ナラス、在村ニ至ル迄自然不融通ニ立至ルハ必然」と感じ、積極的な行動に出る。

五月某日、土田作兵衛が府庁で上京第二十八区（龍池学区）区長畑喜兵衛と出会った。畑喜兵衛は轅町の住民であるので、土田は「当年神祭神輿昇等如何相成ルヘキヤ」と尋ねたところ、畑は「未定」と答えうえて、土田に「就テハ下十一区区長ノ富永太右衛門氏モ轅町ノ住ナリ、如何ニ申サルヤ」と尋ねた。

土田は「是レ以テ貴説ト同ジ」と答えたところ、畑は「昨年一旦神人駕輿丁廢セラル、上ハ、今亦旧轅町ヨリ取扱フ事憚リアリ、兎モ角富永氏ト合議シ、八阪神官ヘモ示談イタスヘキ」と言った。

土田は「貴説誠ニ止ヲ得サル事ト雖モ、此節難波村ヨリモ、旧例ヲ申立テ、上京奉役致度、当府庁ヘ出願致スト雖モ、敢テオ聞キ届ケ無之由、何分来月ノ例祭今日ニ至リ取留タル事モ無之テハ今年ノ神役執行甚心元ナシ、依テ僕ノ愚按ニ、当時轅町ノ廉モ無之故、従来ノ地ノ口米ヲモ廢シ、神輿ヲ始山鉾祭礼掛リ入費総テ氏地町々一般ニ分賦シ、持寄り金以テ祭儀ヲ修セハ、公平ノ理ニテ永世不朽ナルヘシ、足下老体ト云ヒ、特ニ轅町ノ住ナレハ、其廉ヲ以テ厚ク配慮下サレ度」と熱弁をふるった。

畑は「神輿渡御ノ儀、吾等従来担当セシコトナレハ、猶当年ノ祭礼ニ至ルモ精々尽力スヘシ、山鉾一般ノ入費ヲ氏地町々ヘ分賦スルニ至テハ意外ノ事ナリ、当今ノ時右様ノ事アラハ〔右様ノ儀申出シ万一御譴責ヲ蒙ル事アラハ〕何ノ益カ有ラン、吾此儀ニハ同意ナシカタシ」と拒絶した。土田は府庁に居合わせた総区長舟橋、遠藤などに計画を打ち明け退出した。

その後、土田は自らの計画を実現すべく動く。下京第三区（明倫）副区長村田五郎兵衛、前出富永太右衛門、下京十区（格致）区長松島与七に会って計画を打ち明ける。山鉾町が集中する下京第三区（明倫）の村田からは賛意

を得たが、富永は轅町の立場から「畑氏ノ申条・轅町ノ存意モアル事故、少ハ違存ナリ」と反対される。畑や富永の対応からは、山鉾町主導で話が進められていることに對する反発や、長年神輿渡御を担ってきた轅町としての誇りを感じる。山鉾町の悩みは寄町からの地ノ口米の減少による山鉾の休止という経済的課題であつたのだが、轅町の場合は「氏地ニアル神輿轅町、八坂社ニテハ神人駕輿丁ト称スル者モ廃セラレ」という、轅町の来歴や存在そのものの否定であり、悩みというより憤りにちかいものであつたろう。

土田は、五月十四日に十一校（成徳校）に、まず八坂神社氏地西部の各区（上京廿六区（教業）、下京一区（乾）、下京二区（本能）、下京九区（郁文）、下京十区（格致）、下京十二区（豊園））の区長、副区長及び富永、村田を集め、自らのプランを説明したところ、下京九区の高木が「神輿渡御ノ入費ノ儀、氏地中ヨリ持寄り執行フヘキハ至当ナリ、山鉾ノ入費ニ至テハ迎モ行届キ難シ」と反対する。下京九区は山鉾町も轅町も無い学区であり、高木の発言は、山鉾巡行にくらべて神輿渡御は氏子全体にとってより公的な事柄であるという意識が伺えて興味深い。この日は総意を得ることは出来ずに解散したが、土田と村田が奔走し各区から同意を取り付け、二十七日にこの計画の願書に各区の正副区長が調印、三十日には府庁に提出した。先に挙げたが、「八坂神社日記」五月二十七日には「自今神輿三基共氏子中ニテ駕輿丁勤ムル事」とある。この八坂神社の動きは土田など氏子側の動きと対応したものである。

土田の提案をまとめると、「その年の神事当番の区を氏地学区から上京、下京一学区ずつくじで決定する」、「各町々は「神事ノ入費金」を集め、各区が当番校に持ち寄る。その際この計画を発案した下京三区、十一区の正副区長が立ち会ふ」、「三区、十一区が隔年で山鉾町々への「渡方」を行う」としたうえで、山鉾町々には毎年怠らず山鉾を出すよう約束させた。山鉾町々への配当金以外の一定の部分が神輿渡御の費用となつたのであろう。

「八坂神社日記」六月三日の記事では「当年ヨリ大宮神輿（西間神輿）三条台ニテ勤ム」としている。土田の追

記によれば、明治五年から「氏地区長・戸長」が神輿渡御の際に神輿に麻袴姿（明治七年より烏帽子直垂姿）で供奉することとなった。『蛸薬師町文書』や『祇園社年中行事』によれば、もともと神輿に供奉していたのは轅町の人びとであった。祭礼当日における轅町の神輿供奉というハレの役割も、氏地の各区（のちの清々講社）に取って代わられたのである。

一一 長柄会の結成

大正十五（一九二六）年蛸薬師町に於いて、かつて同町の町会所であったと思われる町家ちやういえについての共同所有の資格を持つ同町住民によって、「長柄会」という会が結成された。設立の趣旨（『蛸薬師町文書』京都市歴史資料館所蔵写真版）は以下の通りである。

長柄会設立趣旨

惟フニ、当蛸薬師町家持拾壹名ノ所有ニ係ル土地家屋ヲ、同町居住ノ家持者全員ノ共有トナスニ当リ、今回長江会ヲ組織シテ、会員相互ノ福祉ヲ増進シ、各自至誠一貫、以テ親交ヲ保持センコトヲ図リ、併テ些カ社会ニ貢献センガ為メ、茲ニ規約ヲ設定シ、永遠ニ之ガ実行ヲ期スト爾云

大正拾五年七月壹日

京都市上京区元廿八組蛸薬師町 長柄会

長柄会が結成されたころの蛸薬師町には、そこが轅町であったころの祇園会の記憶を持つ住民は、多くは生存していなかったであろう。しかし、自らの町がかつて祇園会神輿渡御を担った轅町であったという地域の記憶は、

脈々と受け継がれてきたのである。町の自治の象徴的な建物であった町家の共同所有に関わる会の名称に長柄、つまり轅という言葉を使用していることが、そのことを物語っている。また、町家の共有だけではなく「些力社会ニ貢献セン」という規約中の表現に、轅町として祇園会神輿渡御という公的事項に貢献してきたという自負がうかがえる。

かつて山鉾町の「旦那衆」たちは祇園祭を「見せる祭り」と公言していたという。山鉾町の人々にとって、自らの町内の山鉾を維持し、飾り、巡行させることは、自らの町内の歴史や富、伝統を誇示することであり、現代のわれわれにとってもその心情は一定程度の理解が可能である。しかし、祇園会に於いて轅町が担った役割は、祇園社の神輿を滞りなく渡御させるという地味で骨が折れるものであったと同時に、金銭的な負担も大きかった。このような役割を担い続けた轅町の人々の思いとはどのようなものであったのか。

推測の限りではあるが、轅町の人々の意識の底には、祇園会神輿渡御という公的事項を支えることによって、「社会ニ貢献」している、という自負、使命感があったのではないか。近世以前の祇園会は何よりも疫病退散という公益を目的とした祭りであった。つまり神幸祭、還幸祭を準備の段階から支え、滞りなく神輿を渡御させることは、氏地のみならず洛中洛外に安寧を齎す陰徳ともいべき行いであったのである。土田作兵衛の「手記」に見られた山鉾町の土田作兵衛と轅町の畑喜兵衛や富永太右衛門との意見の相違は、轅町の歴史の中に脈絡を読むべきかもしれない。

むすび

以上、近世に見られた神輿の管理、神事の主体である祇園社、神輿渡御の準備、運営主体で資金面も支えた轅町、神輿渡御の実働部隊である若中、という三者による祇園会神輿渡御が、明治に入り神輿の管理、神事の主体として

の八坂神社、神輿渡御の準備、運営及び実働の主体である若中による神輿渡御への変化を辿ってきた。⁽²⁴⁾ 本論考の成果としては、以下の諸点をあげたい。

(一) 駕輿丁を出していた轅町の人々が次第に神輿舁きから遠ざかった理由を、洛中の町々の住民構成の変化、即ち吉田伸之、杉森哲也の謂うところの「手工業未分離の「職人Ⅱ町人」」から、両替屋などの新興の有力商人である「新しい町人」への変化にあると予想した上で、轅町であった蛸薬師町の「宗門人別帳」を検討し、そのような変化が蛸薬師町にも起こっていた可能性を指摘したこと。

(二) 若中という神輿舁きの半職業的、専門的集団の登場の背景を、願舁による様々なトラブルの頻発とその対策の必要に求めたこと。そして、若中が願舁を神輿渡御の体制にうまく取り込んでいったことに注目し、そのような体制は現在の神輿会による祇園祭神輿渡御の体制にもつながっていることを明らかにしたこと。

(三) 轅町蛸薬師町の『祇園会神輿御供式法』を読み解くことにより、轅町が祇園会神輿渡御で果たした役割はどのようなものであったのか、轅町の住民たちがどのような体制で祭祀を運営してきたのか、轅町と若中との関係が具体的にどのようなものであったかを、明らかにしたこと。

(四) 明治維新以降の神仏分離の動きの中で、祇園社の神人（駕輿丁）に起源を持つ轅町という存在が否定される中で、神社が一旦は新たな形で神輿渡御を創造しようとするが果たせず、神社が神輿渡御を直接若中に依頼したり、若中側も神社の布教活動に協力したりといった神社と若中の接近が見られるようになった経緯を明らかにしたこと。

最後に課題をあげると二点に集約される。

一点目は駕輿丁を出していた町々が、どのような経緯で神輿渡御に関わる諸々を運営する「輦町」になったのか、そして、もともと二十三町あった輦町が〔西山 二〇一七 二九頁〕、どのような経緯で少将井神輿の六町、八王子神輿の四町、合計十町に絞られたのかという点が挙げられる。こちらについては、文献の発掘を待つしかなく、新たな文献史学の研究成果が待たれる。あくまで想像の域を出ないが、輦町の成立、十町への収斂が成果(一)に挙げた洛中の町々の「職人＝町人」から「新しい町人」への変化と軌を一にするなら、住民たちが自ら駕輿丁役を負担しない輦町の成立は、住民の職業の変化、富裕化による神輿舁きからの撤退によって起こり、十町への収斂は輦町のうち「新しい町人」化が特に進んだ富裕な町々が輦町として残ったとも考えられる。ただし祭礼では由緒やその時々的情勢、特に功労者と呼ばれる個人の働きなどが大きく作用する場合があり、一概には言えない。

二点目はなぜ三条台、四条船頭町といった地域の若中が、半職業的、専門的な神輿舁き集団として成立し、祇園会の神輿渡御の実働を請け負うようになったのか、という点をあげたい。三条台は祇園社の氏地の中で唯一といって良い農村であり、四条船頭町が高瀬川の水運関係者という同業者が集住する町であった。農業や水運では日頃から共同作業が必要とされるところから、年齢階梯制を基本とする若中が成立、実質化しやすい地域であったと言えるだろう。また農業や水運業の人々の身体も神輿舁きに適していたとも言えるだろう。二点目については、文献だけではなく、言い伝えや現在の祭礼での各神輿会の実践にもヒントがありそうである。課題解明については、参与観察や聞き取り調査などから歴史的事実の痕跡を探る民俗学的なアプローチも有効であると考える。今後問題意識を持って調査を続けていきたい。

以上、成果と課題をあげたが、本稿での諸考察はまだまだ試論の域を出ていない。大方の御批正を乞いたい。

註

- (1) 「轅」とはもともと神輿本体についている黒塗りの昇き棒を指すが、後には神輿渡御の際に神輿に結わえ付ける檜の白木の角柱を轅と呼ぶようになった。この轅が取り付けられるようになって、多くの人が神輿を昇くことが可能となったのである。本稿が主として取り上げる少将井神輿には、神輿と平行の左右二本の「豎轅（だいほう、大棒、台棒）」と、神輿と垂直の神輿の前後二本ずつの「横轅（よこほう、横棒）」が取り付けられた。轅町とはこの轅を管理する町という意味である。少将井神輿の場合、それぞれの轅に対応する轅町があったので、蛸薬師町、御池之町、御倉町、石井筒町、綾西洞院町、車屋町の六町となる。また、轅町は祇園会に特有のものではない。菱川清春「御霊祭天保絵図」（天保四（一八三三）年）には、下御霊神社の祭礼の「轅町」として「京極通夷川上ル西側 上轅町」と「京極通夷川下ル西側 南轅町」が見える。（二〇二一年の遷幸祭時に下御霊神社拝殿展示の同資料写真版による。）
- (2) 西御座錦神輿会（二〇一六）の「記念鼎談」による。
- (3) 村山（二〇一六）が今宮祭の運営で明らかにしているように、近世期においては神輿昇きを雇うという形態は他にも見られた。
- (4) 『京都市の地名』（一九七九 平凡社）の項目参照。
- (5) 三条台における集落形成は十八世紀後半から末に進んだことから、この場合の「頭梁」は三条台から来たとは考えにくい（京都市 一九八五 四七九頁）。
- (6) 川嶋將生は、『白楽天町文書』に現れた「請負人」万屋清右衛門について触れている。川嶋の紹介している文書「人足請負一札之事」には、文政十一（一八二三）年の祇園会に於いて、万屋清右衛門は、白楽天山の「六月四日朝御山建」に二人、「同五日朝御山昇初」に十人、「同七日明六ツ時御山昇」に十四人、「同日頭取」に二人、「同日竹引き」に二人の人足を請け負い、「背の高さを揃え、達者な者を差し出すことを誓つ」たうえで、「代銭四貫六百五拾文」を受け取っている（川嶋 二〇一〇 一一一―一一三）。「神輿昇請負人」とは、神輿渡御の際に「頭取」「神輿昇」の手配を請け負っていたものと考えられる。つまり、轅町が「請負人」に神輿昇きのための人足の手配を頼み、請負人は「頭立候もの」に声をかけ、「頭立候もの」は自らの影響下にある神輿昇きたちを集めて参加する、という流れになっていたのではなかろうか。
- (7) 真弓常忠編『祇園信仰事典』（二〇〇二 戎光祥出版）所載の版に依った。
- (8) 『京都坊目誌』四（『新修京都叢書』二〇 一九九五 臨川書店）。
- (9) 文久三（一八六三）年開削、明治三（一八七〇）年改修。
- (10) 三若みこし会には特定の企業の従業員が中心となっている会、商店街の商店主が中心となっている会、神輿場で頭角を現した神輿昇きが結成した会、かつての仲仕組織をルーツとする会などいろいろな性格の会がある。

- (11) 若竹町とは三条川東に位置し、後に四若の主導権を四条船頭町から受け継ぐ地域である。中西(二〇一八)参照。

- (12) 『市川家文書』「祇園御神輿御修覆諸職方仕様直段積書帳(文政十三(一八三〇)年二月)」(京都府立京都学・歴彩館蔵写真版)によれば、少将井神輿の場合は神輿修復の費用は輦町が負担している。市川家は少将井神輿輦町御倉町で蠟燭商を営む。

- (13) ただしこの年には、例年見られる六月六日に雑色が町にやってきて上意を伝え、行事二名は麻袴姿で承る、という記述が見られない。書き洩らしである可能性が高い。「上意」とは神輿渡御で粗漏が無いようにとの町奉行所からの念押しであろう。

- (14) 蛸薬師町の町用人。「天保十二年九月宗門人別改帳」(『蛸薬師町文書』京都市歴史資料館所蔵写真版)には、町会所を借家とする「町用人小八」の名がみえる。

- (15) 少将井神輿の輦町六町が、八王子神輿の輦町四町より概ね上(二条・綾小路)に位置することから、「上組」と称したのであろう。八王子神輿輦町四町(綾小路・仏光寺)については「下組」という表現が史料中に見られる。

- (16) 「他之者紛敷ちはん二而神輿ヲかき候故、兎角喧嘩出来、甚棟梁共難儀二相成」という記述は、三条台若中の指揮下に入らず、喧嘩を吹っ掛ける願昇がいたことを示している。こういった状況が大きなトラブルを引き起こせば輦町が責めを負うことから、輦町自ら金を出して

- 「ぢはん」を新調したのであろう。天保六(一八三五)年から七年にかけての祇園会を描いた横山華山の『祇園祭礼図巻』には、御旅所付近に現在の三若の紋である鱗紋がデザインされた半纏を来た神輿昇きが見られる。「紛敷ちはん」をなくすという動きによって、現在の法被につながるような神輿昇きの装束のユニフォーム化が進んだものと考えられる。

- (17) 文久九年の記事には「四条わた彦」「大宮近喜」の名がみえる。

- (18) 文化九年の記事には「浮橋年寄」とある。

- (19) 高原美忠によると明治二年までは「走馬」「御神楽」がある盛大なものであったが、明治三年以降は「たゞ幣物を奉り東遊を奉納するのみになった」(高原 一九七二 一五〇頁)。改暦があった明治六(一八七三)年以降は新暦六月十五日に執行されたのに対し、山鉦巡行や神輿渡御(祇園祭)は新暦七月となった。

- (20) 軽い神輿(鳳輦)を駕輿丁装束の昇き手が静かに昇く神幸の形は、護王神社神幸祭、時代祭(平安神宮)などにもみられる。これらの祭りはいずれも明治以降に始まったが、皇室とのつながりを特に強調した神社の祭りでもある。

- (21) 壬生村若中はのちに壬生組を称するようになるが、昭和二十一(一九四六)年に解散、錦市場の人びと(現錦神輿会)に引き継がれた。壬生村若中がなぜ玉御座神輿の渡御を担うようになったのかは明らかにっていないが、壬生村が三条台の隣村であった点や中御座神輿の神

興昇きたちの拠点であった千本浜が壬生村に位置するところから、三条台若中の何らかの働きかけがあったと思われる。

(22) 土田作兵衛の「手記」は富井（一九七九）によった。

(23) 龍池学区には少将井神興の轅町である御池之町、蛸薬師町があった。（大正元年の御池之町地籍図に畑家あり）また成徳学区には八王子神興の轅町四町、二帖半敷町、白楽天町、釘隠町、山王町があった。（大正元年白楽天町地籍簿に富永家二軒あり）

(24) 土田作兵衛の手記にあるように、資金は氏地各区（のちの清々講社）が負担したと思われるが、こちらは山鉾巡行をはじめとする祇園祭全体に関わる資金提供であり、轅町の神興渡御に際しての資金負担のあり方とは異なる。

参考・引用文献

大石泰夫 二〇一三 「若者と祭礼・芸能」『民俗学事典』丸善出版

岡井毅芳 一九七二 「三条台村の土地形態について」『京都市史編さん通信』三三 京都市市史編さん室

柏木隆法 二〇一三 『千本組始末記—アナキストやぐざ笹井末三郎の映画渡世』平凡社

川嶋將生 二〇一〇 『祇園祭 祝祭の京都』吉川弘文館

河内将芳 二〇一二 「祇園会神興駕輿丁と今宮神人—室町・戦国期における—」『祇園祭の中世—室町・戦国期を中心に—』思文閣出版

京都市 一九八五 『史料京都の歴史』九 平凡社

京都市歴史資料館編 一九九七 『若山要助日記』上 京都市歴史資料館

近藤浩史 二〇一九 「三条台若中と神興渡御」『三条台若中三若神興会、三条台若中公益財団法人祇神会編』『三条台若中史』

坂本博司 一九八五 「稻荷祭の神興元について—下杜鳳鳥神興を中心に—」『藝能史研究』

鈴木日出年 一九六八 「八坂神社日記」抄（二）『神道史研究』十六—五、六

杉森哲也 二〇〇八 『近世京都の都市と社会』東京大学出版会

高原美忠 一九六二 「嘉永以降の八坂神社」『神道史研究』十一—六

多仁明廣 二〇〇〇 「江戸時代京都の若者仲間について—稻荷神社氏子町村を事例に—」『朱』四三

寺内直子 二〇一二 「慶応元年再興祇園臨時祭ドキュメント—芸能に焦点をあてて—」『日本文化論年報』一五

富井康夫 一九七九 「維新期の祇園祭」秋山國三先生追悼会編『京都地域史の研究』国書刊行会

中西仁 二〇一八 「祇園祭神興渡御の担い手の変遷—近代・四若を中心として—」『京都民俗』三六

長尾泰源、谷端郷、麻生将 二〇一二 「火災図を用いた「元治の京都大火」被災範囲の復元」『歴史都市防災論文集』

西御座錦神輿会 二〇一六 『錦のみこし―祇園祭と京の台所』

西山剛 二〇一七 「中近世における祇園会神輿をめぐる人々―祇園会神輿駕輿丁をめぐる」『藝能史研究』二一三

藤田彰典 一九七九 「江戸後期の京都高瀬川と三郷薪屋仲間」秋山國三先生追悼会編『京都地域史の研究』国書刊行会

真弓常忠編 二〇〇二 『祇園信仰事典』戎光祥出版
村山弘太郎 二〇一六 「近世京都における祭礼運営と町組

―西陣・今宮祭を事例として―』『京都外国語大学研究論叢』八六

八木透 二〇一三 「年齢集団と年齢階梯制」『民俗学事典』丸善出版

柳田國男 一九一九 「祭禮と世間」(一九六二 『定本柳田國男集』筑摩書房)

吉田伸之 一九九三 「近世前期の町と町人」五味文彦、吉田伸之編『都市と商人・芸能民―中世から近世へ』山川出版社